



「労働者協同組合」って何？

自分たちで出し合ったお金をどう使うか、
どういう方向性で事業を行うかを話し合いで決める組織だよ。

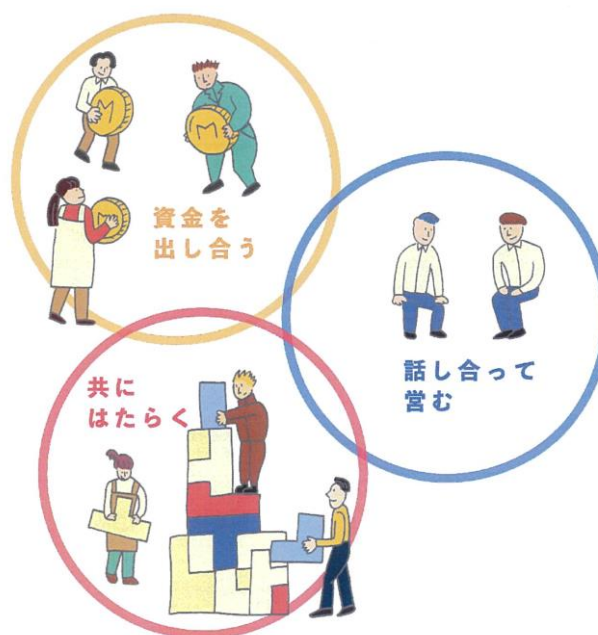
■労働者協同組合とは…

働く人が組合員として自ら出資をして、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とした組織です。

地域みんなで意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという、**新しい法人制度**です。

この労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律「**労働者協同組合法**」が、**2022年（令和4年）10月に施行**されました。

労働者協同組合は、介護・福祉（訪問介護等）、子育て（学童保育等）、地域づくり（農産物加工品販売所等の拠点整備等）など、地域における多様な需要に応じた事業を行うことができます。



図の出所：厚生労働省 資料『労働者協同組合法』

■他の法人制度との比較

	労働者協同組合	企業組合法人	NPO法人	一般社団法人
事業目的	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業（労働者派遣事業を除く）	組合員の働く場の確保、経営の合理化	特定非営利活動（20分野）	目的や事業に制約はない（公益・共益・収益事業も可）
設立手続	準則主義★	認可主義	認証主義	準則主義
議決権	1人1票	1人1票	原則1人1票	原則1人1票
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	会費、寄付	会費、寄付
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年2割までの出資配当	できない	できない

★NPO法人（認証主義）や企業組合（認可主義）と異なり、**行政庁による許認可等を必要とせず、法律に定めた要件を満たし、登記をすれば法人格が付与されます（準則主義）。**

※裏面もご参照ください。



2023年1月改訂版

静岡市番町市民活動センター



開館時間：月～土 9:00～21:30

日・祝 9:00～18:00

休館日：毎月第1・3水曜日

年末年始（12/29～1/3）

〒420-0071

静岡市葵区一番町 50 番地

TEL: 054-273-1212 / FAX: 054-273-1213

E-MAIL: mail@bancho-npo-center.org

指定管理者：（特非）静岡県ボランティア協会

■労働者協同組合法のポイント

性格	非営利法人・協同組合法人・公益的な活動に取り組む共益組織
基本原理	①組合員が 出資 すること。 ②その事業を行うに当たり 組合員の意見が適切に反映されること 。 ③組合員が組合の行う事業に 従事 すること。
通則	①組合員との間で 労働契約を締結 。 ②組合員の議決権・選挙権は出資口数にかかわらず平等（ 一人一票 ）。 ③労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること。 ④余剰金配当は組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行う。（ 出資配当なし ）
事業	事業制限なし （持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業。 労働者派遣事業は不可 ）
事業従事者の人数要件	①総組合員の 5分の4以上 の数の組合員は事業従事。 ②組合の行う事業に従事する者の 4分の3以上 は組合員。
組合員	①組合員は、出資一口以上を有し、出資一口の金額は均一でなければならない。 ②組合員の責任は、その出資額を限度にする。 ③組合員の持分は、譲渡することができない。
設立	準則主義・3人以上の発起人
その他	組織変更特例措置（ 企業組合・NPOから労働者協同組合への移行措置／3年 ）

※詳しくは、静岡県労働雇用政策課（TEL:054-221-2817）にお問い合わせください。

※裏面もご参照ください。